



マイナンバーが 必要な主な 事務手続き一覧

右表の事務手続きでは、申請書などへのマイナンバーの記入と本人確認(マイナンバー確認書類と身元確認書類の提示)が必要となります。

※事務手続きの詳細は、右表の各問い合わせ先へ

問 マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120-95-0178

● 外国語利用
☎ 0120-0178-27

● 聴覚障害者専用
☎ 0120-601-785

◆ 情報推進課 ☎ 042-460-9806

分野	関連事務名称	主な事務	担当課
社会保障	生活保護	生活保護(中国残留邦人等に係る支援給付および配偶者支援金を含む)申請	生活福祉課
	障害者福祉	身体障害者手帳交付等申請(届出)、自立支援医療費(精神通院・更生医療)支給認定、障害児通所給付費支給申請、介護給付費・訓練等給付費・補装具費支給申請 [※]	障害福祉課
	児童福祉	児童扶養手当認定請求、児童手当・特例給付認定請求、子供医療費助成制度医療証交付申請、私立幼稚園等就園奨励費補助金交付申請兼請求 [※]	子育て支援課
	国民健康保険	国民健康保険資格得喪届、再交付申請、国民健康保険・療養費支給申請、国民健康保険高額療養費支給申請 [※]	保険年金課
	後期高齢者医療保険	後期高齢者医療被保険者資格の取得(新規・変更・喪失)届、再交付申請、療養費支給申請、高額療養費支給申請 [※]	
	国民年金	年金請求、国民年金資格取得・喪失等届出 [※]	
	介護保険	介護保険高額介護(予防)サービス費支給申請、高額介護合算療養費等支給申請兼自己負担額証明書交付申請、被保険者証再交付申請 [※]	高齢者支援課
	健康	自立支援医療(育成医療)申請、養育医療給付申請に係る申請、妊娠届出	健康課
	市営住宅	市営住宅使用申込 [※]	住宅課
	税	個人住民税	納税管理人指定(変更)
軽自動車税		減免申請	
固定資産税		減免申請(生活保護受給者に限る)	資産税課
寄附金税額控除(ふるさと納税関連)		寄附金税額控除に係る申告特例申請(ワンストップ特例申請) [※]	秘書広報課

情報連携の本格運用 今秋開始予定

マイナンバー法に基づき、安全な通信を用いて異なる行政機関の間で情報をやり取りする「情報連携」の本格運用が、本年秋ごろより開始される予定です。

本格運用開始後は社会保障・税・災害対策の分野で、マイナンバーを用いる事務手続きの際に一部を除き、申請時の住民票や課税証明書などの必要書類が省略できるようになります。

本格運用開始までは試行運用期間として、従来どおりの必要書類を提出していただいた上で情報連携も並行して行います。

本格運用の開始時期などは決定次第、市報や市HPでお知らせします。

平成28年度決算に基づく健全化判断比率と資金不足比率を公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」いわゆる「財政健全化法」は、1年間の収支や将来負担に関する財政指標(①～④の健全化判断比率・⑤の資金不足比率)を、監査委員の審査結果と共に議会に報告し、市民の皆さんに公表することを義務付けています。これらの比率が国の定める「早期健全化基準」「経営健全化基準」を超える場合は、財政健全化計画や経営健全化計画を策定する義務を負

うなど、財政の健全化に向けた取組を行うこととなります。

平成28年度決算に基づく本市の健全化判断比率および資金不足比率は、全ての指標において各基準の範囲内となりました。市では、引き続き行財政改革を推進し、財政構造の弾力性・健全性をより一層高め、市民サービスの維持・向上を図っていきます。
◆ 財政課 ☎ 042-460-9802

◆ 健全化判断比率と資金不足比率

◇ 健全化判断比率 (単位：%)

健全化判断比率	早期健全化基準
① 実質赤字比率 (実質黒字比率 3.70)	11.48
② 連結実質赤字比率 (連結実質黒字比率 5.92)	16.48
③ 実質公債費比率 -0.2	25.0
④ 将来負担比率 18.1	350.0

※ 実質赤字額または連結実質赤字額がない場合および実質公債費比率または将来負担比率が算定されない場合は、「-」と表示しています。

※ ()内は、実質収支または連結実質収支が黒字である場合の実質黒字比率または連結実質黒字比率を表示しています。

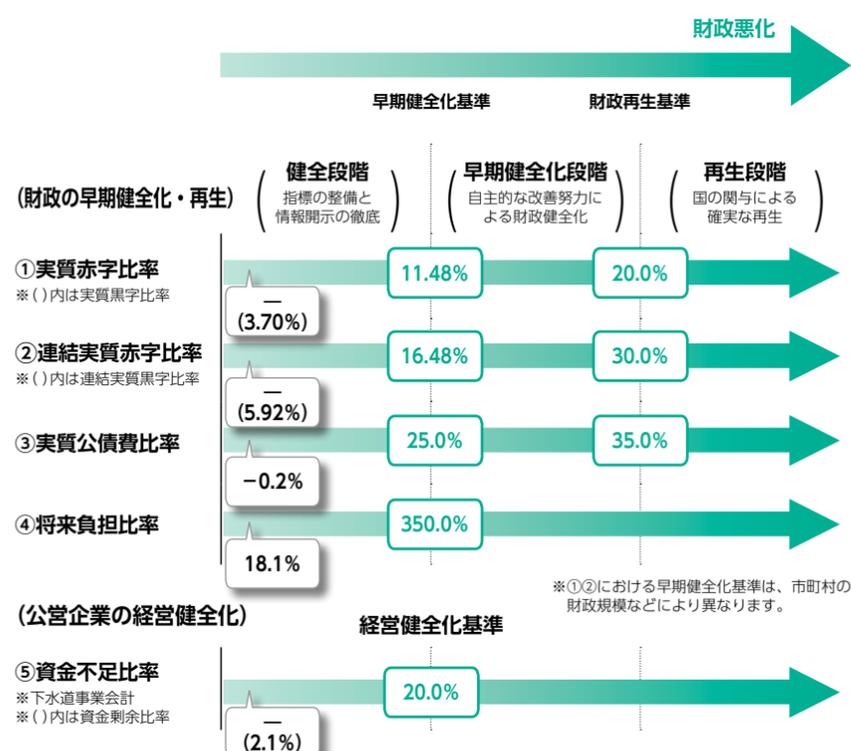
◇ 資金不足比率 (単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
⑤ 下水道事業特別会計 (資金剰余比率 2.1)	-	20.0

※ 資金不足額がない場合は、「-」と表示しています。

※ ()内は、資金剰余額がある場合の資金剰余比率を表示しています。

◆ 平成28年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率



◆ 語句解説

① 実質赤字比率

一般会計等において、歳入から歳出や翌年度に繰り越す財源などを差し引いた額が赤字である場合、その赤字額(実質赤字)の標準財政規模(※)に対する割合

② 連結実質赤字比率

特別会計を含めた全ての会計を対象とした実質赤字(または資金不足額)の標準財政規模に対する割合

③ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金など(借入金返済のための元金と利子や、一部事務組合への負担金・補助金)のう

ち、組合の借入金返済に充てたと認められるもの[※])の、標準財政規模を基本とした額に対する割合

④ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債(借入金の残高、一部事務組合などの借入金返済に充てる負担等見込額、職員退職手当支給予定額[※])の、標準財政規模を基本とした額に対する割合

⑤ 資金不足比率

公営企業会計において資金不足額がある場合、その不足額の公営企業の事業規模に対する割合

※ 標準財政規模…地方公共団体が、標準的な状態にある時に通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模を示すもの(臨時財政対策債の発行可能額を含む)
※ 紙面の都合上、固有名詞である専門用語をやむなく使用しています。財政白書では家計に例えるなど、より平易な言葉で解説を加えていますのでご覧ください。

◆ 平成28年度における比率の対象

西東京市			一部事務組合 広域連合	地方三公社 第三セクター
一般会計等	公営事業会計	公営企業会計		
● 一般会計	● 国民健康保険特別会計 ● 駐車場事業特別会計 ● 介護保険特別会計 ● 後期高齢者医療特別会計	● 下水道事業特別会計	● 柳泉園組合 ● 東京たま広域資源循環組合 ● 東京市町村総合事務組合 ● 多摩六都科学館組合 ● 昭和病院企業団 ● 東京都後期高齢者医療広域連合	● 西東京市土地開発公社
① 実質赤字比率	② 連結実質赤字比率		③ 実質公債費比率	
			④ 将来負担比率	
			⑤ 資金不足比率	

財政白書・市税白書を作成しました

市民の皆さんに市の財政状況や市税の現状をご理解いただくため、「財政白書」と「市税白書」の最新版を作成しました。

財政白書(平成28年度決算版)は、財政課(田無庁舎3階)で、市税白書(平成28年度版)は、市民税課(田無庁舎4階)で、またいずれの白書も情報公開コーナー(両庁舎1階)で配布しています。市HPでもご覧になれます。

◆ 財政白書に関するお問い合わせ… 財政課 ☎ 042-460-9802

◆ 市税白書に関するお問い合わせ… 市民税課 ☎ 042-460-9826

資産税課 ☎ 042-460-9829 / 納税課 ☎ 042-460-9831